

○志布志市広告掲載要綱

平成19年 3月28日

告示第13号

改正 平成20年 3月24日告示第17号

平成21年12月17日告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報紙その他の印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる市の資産で市長が適当と認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載すること(掲出することを含む。)をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、公共性、公益性及び中立性が保たれるものとし、その基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに広告掲載料金又は収入予定価格は、当該広告媒体ごとにその性質に応じて別に定める。

(広告掲載の申請)

第7条 広告掲載をしようとする者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申請書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、市長に申請しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合においては、その申請が

第3条に規定する基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告主に対し、広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、広告の原稿を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告主に対し、その修正を求めることができる。

（広告掲載料金の納入）

第9条 広告主は、市長が指定する日までに当該広告掲載料金を納入しなければならない。

（広告掲載料金の不還付）

第10条 既に納入された広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、広告掲載料金を還付することができる。

（広告掲載の決定の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載の決定後に当該広告が第3条に規定する基準に適合しない事実が判明し、又は生じたとき。

(2) 広告主が、第9条に規定する日までに広告掲載料金を納入しないとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により、その旨を広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（広告主の責任）

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（志布志市広告審査委員会）

第13条 広告掲載の可否を審査するため、志布志市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第14条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、総務課長をもって充てる。

3 委員は、財務課長、企画政策課長及び情報管理課長をもって充てる。

4 委員長は、前項に規定する者のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の職員を臨時の委員として加えることができる。

（委員長）

第15条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日告示第17号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月17日告示第113号）

この告示は、平成21年12月17日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

広 告 掲 載 申 請 書

年 月 日

志布志市長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ⑤
電 話 — —
ファックス — —

志布志市広告掲載要綱（平成19年志布志市告示第13号）第7条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、私の市税の納付状況を調査し、確認することについて同意します。

記

1 広告を掲載する広告媒体の名称

2 広告の内容

別添広告の原稿のとおり

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日
（課扱い）

様

志布志市長 印

広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広告掲載については、下記のとおり決定したので、志布志市広告掲載要綱（平成19年志布志市告示第13号）第8条第2項の規定により通知します。

記

1 掲載する。

- (1) 広告を掲載する期間等
(2) 広告掲載料金の額 金 円
(3) 広告掲載料金の納付期限 年 月 日まで

2 掲載しない。

理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日
（ 課扱い）

様

志布志市長 閣

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した広告掲載については、下記のとおり取り消したので、志布志市広告掲載要綱（平成19年志布志市告示第13号）第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 広告掲載を取り消した広告媒体の名称
- 2 取り消した理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第11条関係)